

青森県報

第七百三十六号

令和六年
三月十五日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉保険課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……二
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二
- 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域県民局) ……二
- 換地処分……………(農村整備課) ……三
- 人事委員会規則七―一九二(退職手当の支給等)の一部を改正する規則……………(事務局) ……三
- 公営企業……………(事務局) ……三
- 青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………(病院局) ……三

告 示

青森県告示第四百六十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和六年三月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人秋葉会	八戸市大字河原の三三三	短期入所生活介護	コレクティブハウス彩園アルテ	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢	令和六・四・一		

青森県告示第四百四十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

令和六年三月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う所	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人秋葉会	八戸市大字河原の三三三	短期入所生活介護	コレクティブハウス彩園アルテ	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢	令和六・四・一		

青森県告示第百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年三月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所		廃止年月日
			名称	所在地	
株式会社坂本コーポレーション	五所川原市新町五〇	居宅介護	ヘルパーステーション ほっと	五所川原市新町五〇	令和六・三・一
株式会社坂本コーポレーション	五所川原市新町五〇	重度訪問介護	ヘルパーステーション ほっと	五所川原市新町五〇	〃
株式会社坂本コーポレーション	五所川原市新町五〇	行動援護	ヘルパーステーション ほっと	五所川原市新町五〇	〃
株式会社坂本コーポレーション	五所川原市新町五〇	同行援護	ヘルパーステーション ほっと	五所川原市新町五〇	〃
合同会社ウエルネスプラス	黒石市大字山形一町一三二の一の	自立訓練（生活訓練）	クミノリサイ	黒石市大字山形一町一三二の一の	六・三・三

青森県告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、七戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和六年三月八日認可したので、同条第二項にお

いて準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 施行者の名称
七戸町
- 二 都市計画事業の種類
七戸都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間
平成七年十月十八日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
都市計画事業計画の変更認可（令和三年三月二十四日青森県告示第二百十七号）の事業地に変更なし。
 - 2 使用の部分
都市計画事業計画の変更認可（令和三年三月二十四日青森県告示第二百十七号）の事業地のうち、七戸町字寒水、字立野頭、字倉越、字上町野、字天王、字蛇坂及び字十役野地内において事業地を変更する。

青森県告示第百五十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和六年三月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
------------	--------

上北郡六ヶ所村大字平沼字追館三二の六 橋本 喜代二
 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂九二の四五 橋本 道郎
 上北郡六ヶ所村大字平沼字追館一一一 高松 勲

六ヶ所

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、二股地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

令和六年三月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

人 事 委 員 会

人事委員会規則七一九二（退職手当の支給等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十五日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七一九二（退職手当の支給等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一九二（退職手当の支給等）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「条例附則第二十八項」を「条例附則第三項」に改め、同条第四号中「条例附則第二十九項」を「条例附則第四項」に改め、同条第五号中「条例附則第

三十項」を「条例附則第五項」に改め、同条第六号中「条例附則第三十四項」を「条例附則第九項」に改め、同条第七号中「条例附則第三十五項」を「条例附則第十項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七一九二（退職手当の支給等）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

公 営 企 業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月十五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第一号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。
 附則に次の一項を加える。

9 病院局技能職給料表の適用を受ける職員（次の表の上欄に掲げる所属の同表の下欄に掲げる診療報酬を算定する病棟に勤務し、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の指導の下に、食事、清潔、排せつ、入浴、移動等その他療養生活上の世話、環境整備及びベッドメイキング、看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行並びに診療録の準備等の業務に専ら従事する職員をいう。）の給与月額は、当分の間、当該給与月額に六千円を加算した額とする。

所 属	診 療 報 酬
中央病院	A二〇七―三 急性期看護補助体制加算
つくしが丘病院	A二二四 看護補助加算

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和六年二月一日から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭